

香川県条例第11号

香川県動物の愛護及び管理に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 (香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 香川県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 特定動物 法第25条の2に規定する政令で定める動物をいう。</p> <p>(動物愛護管理員) 第23条 法第37条の3第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、<u>動物愛護管理員</u>を置く。</p> <p>2 <u>動物愛護管理員</u>は、<u>獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識</u>を有する職員のうちから、知事が任命する。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 特定動物 法第26条第1項に規定する政令で定める動物をいう。</p> <p>(動物監視員) 第23条 法第34条第1項の規定に基づき、<u>法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)</u>、<u>法第33条第1項又は前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務</u>を行わせるため、<u>動物監視員</u>を置く。</p> <p>2 <u>動物監視員</u>は、<u>獣医師の資格</u>を有する職員のうちから、知事が任命する。</p>

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">事</td> <td style="width: 33%;">務</td> <td style="width: 33%;">市 町</td> </tr> </table>	事	務	市 町	<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">事</td> <td style="width: 33%;">務</td> <td style="width: 33%;">市 町</td> </tr> </table>	事	務	市 町
事	務	市 町					
事	務	市 町					

1～15 略

16 略

略

(1)・(2) 略

(3) 法第14条第1項から第3項まで、第16条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）、第21条の5第2項、第24条の2の2、第24条の3第1項及び第2項並びに第28条第3項の規定による届出の受理

(4)～(6) 略

(7) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施及び同条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託

(8) 法第22条の6の規定による検案書等の提出命令

(9) 法第23条第1項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第2項、第24条の2第1項並びに第25条第2項及び第4項の規定による勧告

(10) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表

(11) 法第23条第4項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第24条の2第2項、第25条第3項及び第4項並びに第32条の規定による措置命令

(12) 法第24条第1項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第24条の2第3項、第25条第5項及び第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

(13) 法第25条第1項の規定による指導又は助言

1～15 略

16 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)・(2) 略

(3) 法第14条第1項から第3項まで、第16条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）、第22条の6第2項、第24条の2、第24条の3第1項及び第2項並びに第28条第3項の規定による届出の受理

(4)～(6) 略

(7) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施

(8) 法第22条の6第3項の規定による検案書等の提出命令

(9) 法第23条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び第2項並びに第25条第1項及び第3項の規定による勧告

(10) 法第23条第3項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）、第25条第2項及び第3項並びに第32条の規定による措置命令

(11) 法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

高松市

(14)～(25) 略	
17～55 略	
備考 略	

(12)～(23) 略	
17～55 略	
備考 略	

附 則
この条例は、令和2年6月1日から施行する。